

特集《著作権判例研究②》

# テレビ番組送信サービス 「まねきTV」事件

(東京地判平 20. 6. 20 平成 19 年(ワ)第 5765 号等)

平成 19 年度著作権・コンテンツ委員会 委員長 **中野 圭二**

## 1. 事件の概要

本件は、放送事業者であり、各周波数で地上波テレビジョン放送（以下「本件放送」という。）を行っている X らが、「まねき TV」という名称で、Y と契約を締結した者（以下「利用者」という。）がインターネット回線を通じてテレビ番組を視聴することができるようにするサービス（以下「本件サービス」という。）を提供している Y に対し、Y の提供する本件サービスが、本件放送について X らが放送事業者として有する送信可能化権（著作権法 99 条の 2）を侵害し、また、各番組の著作物（以下「本件番組」という。）について X らが著作権者として有する公衆送信権（著作権法 23 条 1 項）を侵害していると主張して、本件放送の送信可能化行為及び本件番組の公衆送信行為の差止めを求めた事案である。

X らは、それぞれ、Y に対し、Y が行う本件サービスが、本件放送に係る X らの送信可能化権（著作隣接権）を侵害していると主張して、本件放送の送信可能化行為の差止めを求める各仮処分命令を申し立てた（平成 18 年（ヨ）第 22022 ないし第 22027 号事件）が、X らの申立ては、何れも却下するとの決定がなされた。

また、X らは、上記却下決定について抗告を申し立てた（平成 18 年（ラ）第 10009 ないし第 10014 号事件）が、何れも申立てを却下するとの決定がなされ、この決定に対する許可抗告の申立ても、抗告を許可しないとの決定がなされた。

## 2. 本件サービスの内容（事実認定）

裁判所は、Y が行う本件サービスの内容について、上記仮処分決定における判断と同様に、概ね以下の通り認定した。

### (1) 本件サービスの目的

本件サービスは、Y において、ベースステーションを利用するのに必要な接続をし、ベースステーシ

ョンを Y の事業所内で保管及び管理することによって、本件放送の放送波が届かない海外や国内地域に居住している利用者等においても、任意に希望する本件放送を視聴することができるようにすることを目的としている。

### (2) 本件サービスの利用手順

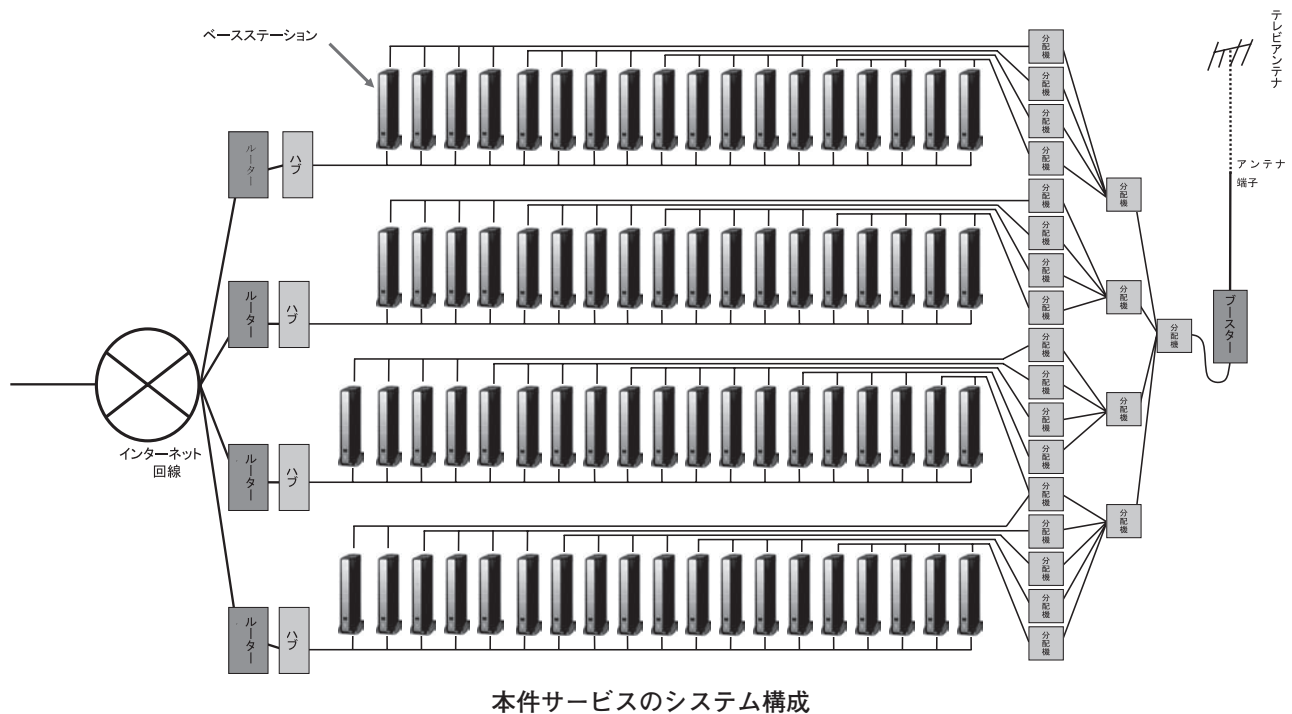
利用希望者は、本件サービスのホームページにアクセスして、本件サービスの内容を確認した上、サービス登録予約フォームに氏名等の必要事項を記入して、Y に送信することにより本件サービスの利用申込みを行う。

Y から、利用希望者からの利用者申込みを受けた事実の確認及びサービス開始時期等の通知を内容とする電子メールを受信した申込者は、後に申込者が Y へ発送するロケーションフリーの種類を指定する内容の電子メールを返信する。Y から機器の受入準備が整った旨の電子メールを受信した申込者は、ロケーションフリーを購入し又は既に購入済みのロケーションフリーを Y のデータセンターに送付し又は自ら持参する。

Y は、申込者から送付されたロケーションフリーのベースステーションを Y の事業所内に設置し、ブラスター及び分配機を介してアンテナ端子に、ハブ及びルーターを介してインターネット回線に接続する。この際、Y は、ベースステーションにポート番号を割り当てる等の必要な設定作業も行う。Y は、設置、設定の完了等を申込者に通知する。

申込者において、ベースステーションへの機器登録を行う。機器登録が終了すると、申込者（利用者）はロケーションフリーによるテレビ放送の視聴をすることができる。

利用者は、専用モニター等を操作し、インターネット回線を通じてベースステーションに指令を発する。指令を受けたベースステーションは、自動的に放送を



インターネット回線を通じて利用者のモニター部分に送信し、利用者は、当該放送を受信して視聴する。

**(3) 本件サービスの契約終了時**

本件サービスにおいては、Yが利用者との間の契約を解除した後のベースステーションの処理につき、利用者に返却する方法と、Yにおいて廃棄する方法とが定められている。

**3. 主な争点**

- (1) 本件サービスにおいて、Yは本件放送の送信可能化行為を行っているか
- (2) 本件サービスにおいて、Yは本件著作物の公衆送信行為を行っているか

**4. 判示事項**

裁判所は、Xらの訴えを何れも棄却した。主な争点に対する裁判所の判断は、以下の通りである。争点(2)については、今回初めて判断されたが、争点(1)については、仮処分の決定における判断と概ね同じである。

争点(1) Yは本件放送の送信可能化行為を行っているかについて：

**(1) 本件サービスにおける送受信行為の主体**

裁判所は、まず、「ベースステーションは、テレビチューナーを内蔵し、対応する専用モニター又はパソコンからの指令に応じて、アンテナ端子から入力され

たアナログ放送波をデジタルデータ化して出力し、インターネット回線を通じて専用モニター又はパソコンへ自動的に送信する機能を有するから、本件サービスにおいて放送データの送信を行う機器は、ベースステーションである」と位置付け、「ブースター及び分配機は、アンテナ端子からのアナログ放送波をベースステーションまで供給する機器であるにすぎず、ハブ及びルーターは、ベースステーションから出力されたデジタルデータをインターネット回線まで供給する機器であるにすぎない」と認定した。

ベースステーションの所有者について、利用者は、本件サービスに加入すると、購入したベースステーションをYに送付し、以後、本件サービスの利用契約が継続している間はベースステーションの保管及び管理をYが行うことになるものの、本件サービスの利用契約を解除した場合には、Yからベースステーションの返還を受けることもできるから、裁判所は、「本件において、ベースステーションの所有者は、利用者である」と認定した。

裁判所は、ベースステーションの機能等について、「(ア) 本件サービスにおいて用いられるベースステーションは、あらかじめ設定された単一のアドレスあてに送信する機能しかなく、1台のベースステーションについてみれば、「1対1」の送受信を行うものであって、「1対多」の送受信を行う機能を有しない。…各ベースステーションからの送信は、これを所有する利用者

の発する指令により開始され、当該利用者の選択する放送について行われるものに限られており、被告がこれに関与することはない。(イ) ベースステーションは各利用者の所有に係る機器であり、本件サービスで用いられるその余の機器類は、すべて汎用品であって、本件サービスに特有のものではない。…ベースステーションから利用者の専用モニター又はパソコンへの送信につき、被告が独自に作成したソフトウェア等は一切用いられていない。さらに、本件サービスにおいて、被告は、ベースステーションとは別個にサーバを設置しておらず、利用者によるベースステーションへのアクセスに本件サービス独自の認証手順を要求するなどして、利用者による視聴を管理することもしていない」と認定し、利用者の行為に対するYの管理性を否定している。

また、裁判所は、本件サービスにおける被告の役割について、「被告が行っていることは、①ベースステーションとアンテナ端子及びインターネット回線とを接続してベースステーションが稼働可能な状態に設定作業を施すこと、②ベースステーションを被告の事業所に設置保管して、放送を受信することができるようにすることである」と認定し、①の点について「本件サービスを利用しなくても、技術的に格別の困難を伴うことなく行うことができ」、②の点について「本件サービスが、いわゆるハウジングサービスとは、その性質を異にするものであるとはいえない」と判断した。

裁判所は、上記の各事情を総合考慮した上で、本件サービスにおいては、「各利用者が、自身の所有するベースステーションにおいて本件放送を受信し、これを自身の所有するベースステーション内でデジタルデータ化した上で、自身の専用モニター又はパソコンに向けて送信し、自身の専用モニター又はパソコンでデジタルデータを受信して、本件放送を視聴しているものというのが相当である」として、「本件放送をベースステーションにおいて受信し、ベースステーションから各利用者の専用モニター又はパソコンに向けて送信している主体は、各利用者であるというべきであって、被告であるとは認められない」と判断した。

## (2) 自動公衆送信装置該当性

裁判所は、「自動公衆送信装置に該当するためには、それが(自動)公衆送信する機能、すなわち、送信者にとって当該送信行為の相手方(直接受信者)が不特定又は特定多数の者に対する送信をする機能を有する

装置であることが必要である」と判示した上で、「ベースステーションは、各利用者から当該利用者自身に対し送信をする機能、すなわち、『1対1』の送信をする機能を有するにすぎず、不特定又は特定多数の者に対し送信をする機能を有するものではないから、本件サービスにおいて、各ベースステーションは『自動公衆送信装置』には該当しない」と判断した。

また、裁判所は、「個々のベースステーションからの送信はそれぞれ独立して行われるものであるから、本件サービスに係る機器を一体としてみたとしても、不特定又は特定多数の者に対する送信を行っているということとはできないというべきである」として、「システム全体を『自動公衆送信装置』に該当するということができない」と判断した。

## (3) Xらの主張について

Xらは、本件サービスの目的、本質が、ケーブルテレビやIPマルチキャストなどの放送番組の同時再送信サービスと本質的に異ならない旨主張したが、裁判所は、「本件サービスの性質が、所有者(利用者)からベースステーションの寄託を受け、これを設置保管することである」から、本件サービスを「ケーブルテレビやIPマルチキャストなどの放送番組の同時再送信サービスと同視することはできない」として斥けた。

また、Xらは、Yが送信可能化の主体であると解すべき根拠として、Yが、①多数のベースステーションを設置した上で、②これら多数のベースステーションに必要な各種設定を行い、③Yが調達したブースターや分配機を介した有線電気通信回線によってテレビアンテナとこれら多数のベースステーションを接続し、④Yが調達し、必要な設定を行った接続回線などによりこれら多数のベースステーションをインターネットに接続し、かつ、⑤以上のような状態を維持管理していることを挙げている。これに対し、裁判所は、①、②及び④の点について「このような行為は、一般のハウジングサービスにおいても行われ得る行為であるから、これらの点が、被告が送信可能化の主体であることを基礎付ける事情であるとは、直ちにいうことができない」とし、③の点については、ベースステーションが自動公衆送信装置に該当しない以上、「ベースステーションに、ブースター及び分配機を介して、アンテナ端子を接続しても、送信可能化行為には該当しない」としてXらの主張を斥けた。

また、裁判所は、Yが、各利用者に対し、本件サー

ビスを有料で提供していることについて、「被告が、各利用者からベースステーションの寄託を受けて、電源、アンテナ及びインターネット回線への接続環境を提供する対価として高額にすぎるとはいえない」と判断し、利用者の視聴によるYの利益性も否定している。

**争点(2) 本件サービスにおいて、被告は本件著作物の公衆送信行為を行っているかについて：**

裁判所は、争点(1)における判断を踏まえた上で、「被告がアンテナ端子とベースステーションとをブラスター及び分配機を介して接続する行為は、ベースステーションにおいて放送波の受信を行うための物理的設備の単なる提供にすぎないとみるのが相当であり、送信行為には当たらない」と判断した。

また、裁判所は、「公衆送信が『公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう』と定義され(著作権法2条1項7号の2)、受信の直接性が要求されているのは、公衆送信行為というためには、公衆の利用する端末まで送信すること(本件では、その端末によって視聴し得る状態におくこと)が必要であることを意味するものと解される。このように解することが、自動公衆送信(同項9号の4)のほかに、送信可能化を観念し(同項9号の5)、著作権者等に送信可能化権を付与する(同法23条1項等)著作権法の規定とも整合するものといえる」と判示した上で、「著作権法は、自動的に情報を送信する機能を有する装置に情報を入力しただけでは、「公衆送信」を行ったことにはならないことを示しているものといえる」として、「被告がアンテナ端子とベースステーションとを接続することは、公衆送信行為に該当しない」と判断した。

## 5. 考察(他の裁判例との比較)

以下、上記争点に付き、本件の判決を、類似する他の裁判例と比較しつつ考察する。

### (1)「録画ネット事件」(平成17年(ラ)第10007号)について

『録画ネット』は、サービス提供者であるY1の事務所に、利用者ごとに一台ずつ設置された装置により、利用者が海外などにおいて、日本国内のテレビ番組を視聴できるという点において、本件サービス(まねきTV)と共通している。しかし、『録画ネット』のサービスは、Y1の事務所に設置された機器(テレビパソコン;テレビチューナー付きのパソコン)をY1自身

が販売し、テレビパソコンには、Y1が開発した、放送番組の録画を予約するためのソフトウェアなどがインストールされている点において、本件サービス(まねきTV)と異なっている。

#### ①機器の所有権について

『録画ネット事件』では、テレビパソコンは、①Y1の調達したものに限られるとともに、Y1の管理下に設置され、②故障の場合、Y1の費用で修理を行うこととされている、③契約終了時において、他の利用者への無償での「譲渡」という通常の取引形態では考え難い選択肢が用意されている、④契約終了後にテレビパソコンの「返却」を受ける場合には、ハードディスクを初期化することとされている、という事情から、「本件サービスにおいて、テレビパソコンを自由に使用、収益及び処分することができる権利(所有権)(民法206条)が利用者に移転しているということはず、所有権の移転が仮装されているにすぎない」として、機器の所有権はY1が有していると判断された。

#### ②複製行為の主体について

その上で、複製行為の主体については、①海外に居住する利用者を対象に、日本の放送番組をその複製物によって視聴させることのみを目的としたサービスである、②Y1の事務所内にY1が設置した多くの機器類並びにソフトウェアが、有機的に結合して1つの本件録画システムを構成しており、これらの機器類及びソフトウェアはすべてY1が調達したY1の所有物であって、Y1は、上記システムが常時作動するように監視し、これを一体として管理している、③本件サービスで録画可能な放送は、Y1が設定した範囲内の放送に限定されている、④利用者は、本件サービスを利用する場合、手元にあるパソコンから、Y1が運営する本件サイトにアクセスし、そこで認証を受ける必要があるから、Y1がXの「放送に係る本件放送についての複製行為を管理していることは明らかである」として、利用者の複製行為に対するY1の管理性を認める判断をした。

また、Y1は、「本件サイトにおいて、本件サービスが、海外に居住する利用者を対象に日本の放送番組をその複製物によって視聴させることを目的としたサービスであることを宣伝し、利用者をして本件サービスを利用させて、毎月の保守費用の名目で利益を得ているものである」として、利用者の複製行為によるY1の利益性も認める判断をした。

## (2) まとめ

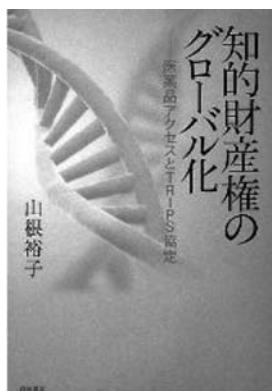
最近の裁判例においては、著作権侵害行為の主体を判断するに当たって、いわゆる「カラオケ法理」(「キャッツアイ事件」最判昭和63年3月15日、昭和59年(オ)第1204号)の「管理性」の要件について、利用者の行為に対する直接的な管理ではなく、利用者がサービスにおいて使用する機器やシステムに対する技術的な管理(機器の提供、保守、認証手続など)に着目するケースが増えてきている。IT分野における著作権侵害では、利用者の行為を直接的に管理するのは、利用者が使用する機器やシステムであり、サービス提供者は、これら機器やシステムの技術的な管理を通じて、間接的に利用者の行為を管理しているに過ぎない。最近の裁判例は、このように利用者の行為を間接的に管理するサービス提供者を、著作権侵害行為の主体と認定して、サービスの提供自体を差し止める傾

向にある。

本件の一連の仮処分決定及び判決は、サービス提供者が行為主体と認定されない限界事例として注目を集めている。利用者は、本件サービス(まねきTV)を利用しなくても、ベースステーションを東京都内のテレビ放送波の受信状態が良好である場所に設置すれば、外出先や海外等において本件放送を視聴することができるのであり、このようにすること自体は、技術的に何ら困難を伴うものではないから、仮にYのサービスが無かったとしても、利用者は本件放送を視聴可能であった。従って、サービス提供者が行為主体とならないのは、本件のように、サービスの有無が利用者の視聴可能性に影響を与えないような事情がある場合に限られるものと思われる。

(原稿受領 2008. 7. 1)

## 書籍紹介



『知的財産権のグローバル化』

山根裕子 著

岩波書店 発行

19.2cm×14cm/477p

2,940円(税込)

現在、地球温暖化等の環境破壊、食料不足、原油価格の高騰など1つの国では解決できない問題が存在しています。知的財産権もその例外ではありません。特に、医薬品に関しては人の生命を取り扱うものであるため、「特許を人命に優先させるのか」といった問題が、先進国と発展途上国の間に存在しています。

また、日本においても、近年のPCT出願の増加等より一層知的財産権のグローバル化は進んでいるものの、弁理士をはじめ知的財産権に携わっている者の多くは、権利取得についてのみ視点がいきがちで、権利取得後における「特許とその公共性」についてはあまり考えていないのが現状ではないかと思われます。

本書は、「TRIPS協定(と医薬品)」、「エイズ薬と特許」、「途上国の産業政策」、「先進国の特許制度と医薬品の研究開発」、「人道と経済効率」について記すとともに、国連でのエイズ薬のアクセスをきっかけに、知的財産権をめぐる対立の根源は何かについて詳細に考察しているものであります。「発明を保護及び利用することにより産業の発達に寄与しているのか」等について改めて考えさせられる一冊であります。

(パテント編集委員会：森 俊晴)